

◆ 次の資金をご利用いただける『中小企業者』の定義は以下のとおりです。

- ・食品流通改善資金（卸売市場施設）
- ・水産加工資金
- ・ 〃 （食品生産製造提携事業施設）（注1）
- ・食品産業品質管理高度化促進資金
- ・ 〃 （食品生産販売提携事業施設）（注1）
- ・食品安定供給施設整備資金（米穀新用途利用促進）
- ・特定農産加工資金
- ・ 〃 （米穀新用途利用促進以外）
- ・中山間地域活性化資金（生産環境施設を除く）
- ・新規用途事業等資金
- ・農業改良資金（促進事業者向け）（注2）
- ・乳業施設資金

（注1）構造改善計画において農林漁業者等として申請される方に対するものを除きます。

（注2）農業改良資金（認定中小企業者向け）における中小企業者の定義は、農商工等連携促進法の規定によります。

1 会社・個人の方

（1）主たる業種及び企業の規模（資本金・従業員数）により、以下の基準を満たされる方。

（資本金又は従業員数のいずれかが基準を満たせば対象となります。）

主たる業種	会 社		個人
	資本金	常時使用従業員数	常時使用従業員数
製造業 ^(※1) その他の業種	3億円以下 又は	300人以下	300人以下
卸売業	1億円以下 又は	100人以下	100人以下
サービス業 ^(※2)	5千万円以下 又は	100人以下	100人以下
小売業・飲食店	5千万円以下 又は	50人以下	50人以下

※1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員数900人以下

※2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員数200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員数300人以下

2 会社・個人以外の方

（1）中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

※ 中小企業特定事業（注）を営むもの等に限りま。

（2）生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

※ 中小企業特定事業（注）を営むもの等に限りま。

※ 構成員の規模に係る制約があります。

（3）酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会

※ 構成員の規模に係る制約ありま。

（注）「中小企業特定事業」とは、以下に掲げる業種以外の業種と規定されています。

- 1 農林漁業
- 2 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除きます。）
- 3 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限りま。）

3 上記において列挙されていない方(以下、例示)は、規模に関わらず資金をご利用いただくことが出来ません。

(例示) 社団法人・財団法人(一般・公益含む)、農事組合法人、有限責任事業組合 (LLP)